消防職員の団結権のあり方に関する検討会(第8回) 議事概要

1 日時

平成22年11月12日(金) 20:00~21:45

2 場所

中央合同庁舎2号館10階第1会議室

3 出席者(50音順、敬称略)

逢坂 誠二 (座長)、荒木 尚志、岡本 博、菅家 一郎、木村 裕士、 迫 大助、下井 康史、辻 琢也、三浦 孝一

4 議事次第

- (1) 開 会
- (2)議事
 - ① 消防職員の団結権のあり方に関する検討会ワーキンググループとして の考え方について説明
 - ② 意見交換
 - ③ その他
- (3) 閉会

5 議事の経過

- 〇 冒頭、逢坂政務官から挨拶の後、ワーキンググループの辻主査から、資料1に基づき「ワーキンググループとしての考え方」について説明があった。
- ワーキンググループ辻主査からの説明後、意見交換が行われた。委員の 主な意見は以下のとおり。
 - 内閣改造があり、座長も交代したが、これまでの議論を十分踏まえ、今後の検討を進めていただきたい。
 - → これまでの議論の蓄積を十分踏まえ、今後の検討会を進めてまいりたい(座長)。
 - ・ 消防と警察とは、国民の生命・財産の保護と公共の秩序の維持といった 同じ目的を有しており、国民目線からすれば、「ワーキンググループとし

ての考え方」においては、警察と消防を殊更に違うものとして取り上げているように感じる。また、消防には、消防団が存在し、常備と非常備が一体となって消防活動をしているということが、この問題を考えるにあたり重要な論点であると考えている。

団結権を回復する場合の制度のあり方についても、団結権を回復することに対し、懸念があることから、「現行制度のまま」や「団結権の回復に代えて消防職員委員会を改善する」といったパターンを設けるべきではないか。それぞれのパターンについて課題や懸念への対応策も示されているが、これで十分であるかは疑問である。

在籍専従制度についても、仮に団結権を回復する場合でも、十分慎重に 検討すべきである。

消防職員の団結権についての方向性については、これまでも入り口で相当な議論の応酬があったわけであるから、結論について両論的に記述することが適当であるし、政府において検討する場合には国民的な議論が必要である旨記述すべきではないか。

→ 「ワーキンググループとしての考え方」をとりまとめた立場から説明すると、消防と警察の関係について、同様の目的を有することを前提としつつ、相違点にも言及しているが、同時に服務規律や統制のとれた部隊活動の維持といった課題や懸念事項についても十分留意する必要があるとしている。その課題や懸念事項について、以降で丹念に整理していくという構成としている。この趣旨は、消防と警察は、全く同様なのだから警察の団結権のあり方について考えることなしに消防の団結権のあり方について検討することはできないということはないのではないかということである。

団結権を回復する場合の制度のあり方については、第7回検討会で提示された「主要な論点」に沿って、これまで示された課題や懸念を払拭するためにどのような制度設計が有り得るのかをパターンという形で整理した。

在籍専従制度については、留意事項に言及し、慎重な検討が求められる旨の記述をしている。

消防職員の団結権についての方向性についても、団結権を回復する場合の制度のあり方については、各パターンについて一長一短あると記述しており、国民の信頼を損なうことのないように十分留意しなければならないとしていることから御指摘いただいた内容を踏まえるものであ

ると考えている(辻ワーキンググループ主査)。

- これまでの検討会では、団結権を回復するか否かの入り口で相当議論があったところであり、このような経緯から、第三者的な立場から考え方を整理するためにワーキンググループが設置されたことを踏まえれば、本日示された「ワーキンググループとしての考え方」は、検討会としても十分尊重すべきではないか。
- ・ 消防を管理する立場にいる者として、火災等の危機対応を行う職員に労使の関係が持ち込まれることは、ふさわしいことであるとは考えない。仮に団結権を回復する場合には、その課題・懸念への対応策も十分に議論しないといけないと考えている。団結権の回復を巡り、意見の対立があることは、検討会としての報告書にしっかり書き込むべきではないか。
- この検討会は、団結権の回復について前向きに検討するということで始まったと理解しており、ワーキンググループには、やはりもっと制度のあり方を絞り込んだ形で示して欲しかった。団結権を回復する場合には、現行制度を前提とすれば、現在の一般行政職員と同じ制度が望ましいと考える。
- ・ 団結権の回復を巡っては、これまで具体的な制度のあり方のイメージ無 しに議論されてきたのではないかとの問題意識の下、今回は具体的な制度 のあり方及びそれに伴う課題、対応策等について、一定の整理をワーキン ググループとして行ったものである。
- ・ 「ワーキンググループとしての考え方」では、仮に団結権を回復する場合には、どのような制度が有り得るかという点について整理をしたものである。必ずしも、この「ワーキンググループとしての考え方」が検討会としての報告書案になるとは考えていない。
- ・ 最終的な検討会としての報告にあたっては、団結権の回復ありきと誤解 を与える内容であってはならず、これまで団結権の回復を巡り、平行線の 部分も多かったという点についてしっかりと言及すべきであり、国民的議 論も必要であると考えている。
- ・ 現場の当事者として、団結権が回復されれば、職員が与えられた業務を全くしなくなるといったことは、絶対にあり得ないと考える。かねてから申し上げているのは、職場において政策提言を行い、使用者と責任を共有できるような環境が消防にも必要なのではないかということである。
- 民間会社の労働組合にいた経験から、団結権が認められることにより、 業務に支障をきたすとは、考えられない。

- O 最後に、座長から、今後の取りまとめにあたり、本検討会の趣旨は、消防職員の団結権のあり方について白黒といった結論を示すということではなく、まさにこの問題について関係者の意見を聞いて検討を行うということであり、本日示された「ワーキンググループとしての考え方」をベースとして、各委員からの意見も踏まえ、事務局に検討会としての報告書案を作成させることとしたいとの提案があり、了承された。なお、欠席の委員がいたこと等も踏まえ、検討会終了後一週間に限り、書面による意見の提出も認めることとされた。
- 次回の検討会の開催日時については、早期に日程調整をすることとされた。

以上

文責:消防職員の団結権のあり方に関する検討会事務局 (総務省自治行政局公務員部公務員課、消防庁消防・救急課)